

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
<https://ssl.label-bank.co.jp/customer@label-bank.co.jp>

第138号

2020年5月25日、消費者委員会食品表示部会において、食品表示基準の一部改正(食品添加物に関する表示他)に係る審議が行われ、食品表示基準より「人工」「合成」の用語を削除する等の諮問書および答申書案に対し、了承がなされ、改定は2020年7月16日に施行予定となります。

背景

2020年3月31日にとりまとめられた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」において、現行制度では「人工甘味料」「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用されている実態が指摘されていた経緯があります。そこで消費者の誤認を防止する観点等から、「人工」「合成」の用語を削除することになりました。消費者の誤認を防止する目的であるため、改正後(経過措置期間後)は添加物に対する「人工」「合成」等の表示は実質的に使用できなくなると考えられます。出典:食品添加物表示制度に関する検討会報告書

4. 今後の食品添加物表示制度の方向性
(2) 「無添加」「不使用」の表示の在り方
② 整理の方向性
イ 「人工」「合成」の用語
消費者意向調査の結果では、消費者は添加物に関して「人工」「合成」といった文言があると避けるという消費者が存在することが分かった。また、事業者団体等関係者からのヒアリングでは、「化学調味料」のように、食品表示法上、その定義が不

食品表示基準より「人工」「合成」の用語を削除

～経過措置期間は2022年3月31日まで～

明確な用語が使用されていることも、添加物に対する消費者の理解に影響しているとの意見が挙がった。検討会では、食品表示基準にある「合成保存料」「人工甘味料」等の「人工」及び「合成」を冠した食品表示添加物表示に関する規定については、添加物の表示が全面化された平成元年当時の食品衛生法における添加物表示の整理と矛盾することから、また消費者の誤認防止の観点から、委員の総意として当該用語を削除することが適当であるとされた。
なお、「化学調味料」のような法令上にない用語の使用により消費者の添加物に対する理解に影響を与えることと指摘された表示については、(2)の②の「無添加」「不使用」等の表示で示されたガイドラインの検討段階において、事業者がその用語について広告等を含め表示することがないような検討を併せて行うことが望ましい。

主な改正内容

食品表示基準における改正は、以下のとおりです。

食品添加物表示制度に関する検討会報告書を踏まえ、「一般加工食品の横断的義務表示事項を定めた基準第3条第1項の表、別表第6、別表第7を改正し、「人工」及び「合成」の用語を削除する。

改正案
第3条第1項の表(横断的義務表示)

改正案	現行
1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に別表第6の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。 (一) (三) 略	1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に別表第6の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。 (一) (三) 略
2 (略)	2 (略)
3 1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。 4 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる用途の表示を省略することができる。 一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料又は合成着色料(二) 略	3 1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。 4 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる用途の表示を省略することができる。 一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料又は合成着色料(二) 略
改正案 1 (略) 2 (略) 4 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる用途の表示を省略することができる。 一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料(二) 略	改正案 1 (略) 2 (略) 4 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる用途の表示を省略することができる。 一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料(二) 略

改正案	現行
別表第7(添加物の物質名の代替となる語(括名)) (略)	別表第7(添加物の物質名の代替となる語(括名)) (略)
保存料 改正案 保存料 現行 保存料又は合成保存料	保存料 改正案 保存料 現行 保存料又は合成保存料
香料 改正案 香料又は合成香料 現行 香料	香料 改正案 香料又は合成香料 現行 香料
着色料 改正案 着色料又は合成着色料 現行 着色料	着色料 改正案 着色料又は合成着色料 現行 着色料

なお、これらのほかに、「原料ふぐの種類に関する表示」、「特色のある原材料等に関する表示」(2020年1月JAS法施行令の改正(施行日は2020年7月16日)に伴い「有機畜産物」を追加)等の改正も予定されています。

今後の予定

公布及び施行は2020年7月16日(JAS法施行令と同日施行)です。また経過措置期間として、2022年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く)及び同日までに販売される業務用加工食品の添加物の表示については、なお従前の例によることとされています。
現在、添加物に対し「人工」「合成」等の用語の表示を使用されている方は、同委員会の資料はもとより、できれば食品添加物表示制度に関する検討会議事録などの背景もあわせて確認をされるようお願いいたします。(川倉)

参考:
第59回食品表示部会(内閣府消費者委員会)
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syoku_hihyoujijibukai/059/shinyou/index.html
資料111 食品表示基準の一部改正について
令和2年5月(消費者庁食品表示企画課)
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syoku_hihyoujijibukai/200525_shinyou_111.pdf

ミニコラム

指定成分等含有食品に係る表示が6月1日に施行されました。

「指定成分等含有食品」とは、特別の注意を必要とする成分等として、厚生労働大臣が指定する成分等を含有する食品を指します。

平成30年6月13日、食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、改正の概要の1つに

「特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集：健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。」

があり、背景について次に引用いたします。

いわゆる「健康食品」の中には、使用方法によっては人体に有害な作用を生じさせることもある成分(アルカロイド、ホルモン等)を含有しているものもある。その中で、それらの製造管理が適切でなく含有量が均一でないこと、摂取目安量が科学的根拠に基づいていないこと等から多くの健康影響が生じた事例が発生したことから、今後、これに類した事例を未然に防ぐために本制度が創設されている。

指定成分等含有食品に係る表示は、食品衛生の観点からは、指定成分含有食品による健康被害情報の届出制度の目的を補完できること、消費者への情報提供の観点からは、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保につながることから、食品表示基準が一部改正され、指定成分等含有食品に係る表示が規定されました。

現在、特別の注意を必要とする成分等として指定されている成分は以下の4つです。

「コレウス・フォルスコリー」、「ドオウレン」、「プエラリア・ミリフィカ」、「ブラックコホシュ」

「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第8条の施行に伴う関係法令等の整備について」の中で、指定成分等の別名の代表例が示されていましたので引用します。

(1) コレウス・フォルスコリー	Coleus、Forskolin、 Coleus forskohlii
(2) ドオウレン	クサノオウ、ハックツサイ、 ヨウシュクサノオウ、 グレーターセランディン、 Celandine、Greater celandine、 Swallow-wort、Chelidonium majus
(3) プエラリア・ミリフィカ	白ガウクルア、White Kwao Krua、Pueraria mirifica
(4) ブラックコホシュ	ラケモサ、Black cohosh、 Black snakeroot、 Actaea racemosa

次に、指定成分等含有食品に係る表示についての具体的な表示事項、表示の方式を食品表示基準から確認してみましょう。

・第三条 第2項
指定成分等含有食品(食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。)

表示事項	表示の方法
指定成分等含有食品である旨	「指定成分等含有食品(〇〇)」と表示する(〇〇は、指定成分等(食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等をいう。以下この項及び別表第二十の指定成分等含有食品の項において同じ。)の名称とする。)
食品関連事業者の連絡先	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。
指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨	「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。
体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨及び食品関連事業者に連絡すべき旨	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。加えて、体調に異変を感じた旨を表示された連絡先に連絡してください。」と表示する。

・別表第二十(第八条関係)

様式	表示の様式
別記様式一の規定による。	第八条各号(第三号を除く。)の規定によるほか、指定成分等含有食品である旨及び指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨は、JIS Z 8305に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

これらの他、第5条第1項の表(義務表示の特例)、第10条第1項(義務表示)、第11条第1項の表(義務表示の特例)、第15条(義務表示)、別表第23に「指定成分等含有食品」の文言が追記されています。

また、指定成分等含有食品を取り扱われる方にとっては上記の表示の他、健康被害の情報を消費者等から受け付け、適切に評価し、都道府県知事等に届け出ることのできる体制を整えることが必要となります。

現在の指定されている成分は、主に健康食品を扱われる方にとって関係のあるものと思われそうですが、商品に含有する成分によって、必要となる表示事項があることを一度目を通してみてはいかがでしょうか。

(齊藤)

参照：

プエラリア・ミリフィカ等、特別の注意を要する成分等を含む食品(指定成分等含有食品)等に係る食品表示基準の施行について(消費者庁)
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/020134/>
 指定成分等含有食品(関係法令等)(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/kankeihourei_00001.html

今月の「お気に入り」言葉

人生にとって健康は目的ではない。しかし最初の条件なのである。

(武者小路実篤『人生論』より)

※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp